

令和6（2024）年度 第3回東近江市環境審議会 議事録

◆開催日時 令和7（2025）年3月24日（月） 午後2時～4時

◆開催場所 東近江市役所 313・314 会議室

◆東近江市環境審議会委員（敬称略、順不同）

出席者 14名

仁連 孝昭、山崎 亨、荒木 希和子、藤岡 康弘、浦山 重雄、金 再奎、向 春美、  
植田 すゑ子、綾 康典、熊倉 弘富美、水野 扶美、三輪 昌美、足立 進、山北 文子

◆欠席者 1名

山口 美知子

◆事務局

環境部 部長 村田 淳子、理事 仲谷 隆彦

森と水政策担当管理監 丸橋 裕一

生活環境担当管理監 西 直樹

資源再生推進担当管理監 五十子 又一

森と水政策課 課長補佐 松居 正人、係長 久保田 雅士

主任 竹中 壽人

生活環境課 参事 中島 亮、係長 村井 明生

資源再生推進課 主幹 勝田 一吉

◆次第

1 開会

2 議事

第3次東近江市環境基本計画策定

(1) 現状と課題・将来像の修正について ……資料1・2

(2) 市民・事業者意識調査結果について ……資料3

(3) 基本方針及び基本施策について ……資料4

(4) 重点プロジェクトについて ……資料5・6

3 報告事項

(1) 東近江市ネイチャーポジティブ宣言について ……資料7

(2) 排水基準の一部改正の答申について ……資料8

(3) 東近江市環境オープンキャンパスについて ……資料9（冊子）

4 閉会

【資料】

資料1 第2回環境審議会指摘事項及び対応方針

資料2 現状と課題・将来像（修正版）

- 資料3 市民・事業者意識調査結果報告書（概要版）
- 資料4 基本方針及び基本施策
- 資料5 重点プロジェクト比較
- 資料6 重点プロジェクトの必要性
- 資料7 東近江市ネイチャーポジティブ宣言
- 資料8 環境審議会答申書
- 資料9 東近江市環境オープンキャンパス実施報告書

## 【議事】

### 1 開会

仁連会長 開会あいさつ

今年度から環境基本計画の改定に向けて議論を進めてまいりました。この計画は、これまでの環境基本計画の精神を引き継ぎつつ、それをさらに発展させていくことを目的とし、「第3次東近江市環境基本計画」として改定を進めているところです。

これまでの審議でも確認されてきたとおり、「環境」というのは、私たちの暮らしや経済の最も基礎的な土台にあるものであり、環境が損なわれてしまえば、そのものが持続できなくなってしまう。したがって、かつてのように特定の課題（例えば公害）に対して個別に対処するという時代から、今はむしろ、私たちの社会や経済の仕組みそのものを、良い環境と共存・適応できるものへと転換していくことが求められていると考えています。これは非常に大きなテーマであり、簡単に進められるものではありませんが、今後の方向性としては、目指すべき環境のビジョンを、地域の様々な場所で少しずつ形にしていく、いわば「いくつもの芽を育てていく」取組が必要であると思っています。

東近江市ではこれまでも、そうした取組を積み重ねてきました。これからの第3次環境基本計画では、それらをさらに発展させていくことが大きな課題になると考えています。

## 報告事項

### (1) 東近江市ネイチャーポジティブ宣言について ……資料7

事務局より、資料7の「東近江市ネイチャーポジティブ宣言」について説明

### 2 議事

#### 第3次東近江市環境基本計画策定

### (1) 現状と課題・将来像の修正について ……資料1・2

### (2) 市民・事業者意識調査結果について ……資料3

事務局より、資料1「第2回環境審議会指摘事項及び対応方針」、資料2「現状と課題・将来像（修正版）」、資料3「市民・事業者意識調査結果報告書（概要版）」について説明

#### ◆廃棄物処理に関して

(委員意見)

- ・廃棄物の「捨てること」に関する記載が不十分である。甲賀市では、ごみを快適かつストレスなく分別・排出できる仕組みが整っており、その利便性がリサイクル意識の向上や不法投棄の防止にもつながっている。東近江市でも、ごみ分別のストレスを軽減し、住民が適切に処理できるような仕組みづくりが必要である。
- ・市民はごみの分別に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、リサイクル率が低迷している要因として、清掃センターの運営体制や仕組みに改善の余地があると考えられる。市民・事業者意識調査でも利便性向上の要望が見られたことから、「事業者との連携強化」の項目に清掃センターに関する記載を加え、改善に向けた方向性を明確にするべきである。

(事務局)

- ・住民が楽しみながらごみを出せる仕組みづくりの視点は重要と認識している。一方で、市内のごみ集積場の確保や維持管理に課題があり、地区によって収集方法も異なることから、全市的な統一には至っていない。清掃センターの土日開場も現状では実施できていないが、今後、時代や住民ニーズに応じて、持ち込みや分別のしやすさ向上に取り組んでいく。

#### ◆市民・事業者意識調査結果について

(委員意見)

- ・環境基本計画において「若者」や「学生」といった参画世代への記述は評価できるが、地域に根差して将来にわたり関わっていく「子どもたち」への視点が弱く、「環境教育」についての取組方針も明確でない。特に、事業者アンケートにおいて「次世代の持続可能な人材育成」に関する満足度が低かったことから、計画の『現状と課題』に若い世代への育成・関与に関する視点を盛り込むべきである。

(事務局)

- ・基本施策では子どもたちを対象とした環境教育を盛り込んでおり、関係課とのヒアリングでも幅広い世代に対する環境教育が行われている実態を把握している。ただし、それらが体系的に整理されておらず、現計画上も明示されていない点が課題であると認識している。今後、『現状と課題』の記載内容に、子どもたちへの環境教育や次世代育成に関する視点を明記する方向で検討する。

(委員意見)

- ・市民及び企業を対象に実施した意識調査の結果では、関心が高い項目と低い項目に差が見られる。今後の施策において、東近江市は関心が高い項目に注力するのか、それとも関心が薄い項目の重要性を高めていく方針なのか、その方向性を明確にすべきである。

(事務局)

- ・意識調査では「重要度」と「満足度」の二軸で分析を行っており、市民が「重要」と認識しつつも「満足していない」項目は、潜在的にニーズがあるが対応が不十分な分野と捉えている。そのため、今後は「重要度が高く満足度が低い項目」を重点的に取り上げ、施策の改善と強化を図っていく方針である。

(委員意見)

- ・市民・事業者意識調査では琵琶湖や河川への関心が高い一方で、森林や鈴鹿山脈などの山への関心は相対的に低い結果となっている。しかし、自由記述欄では「生物多様性の保全」や「森林管理の重要性」といった意見が多数挙げられており、全体結果との間にずれがある。この乖離をどのように解釈すべきかを確認したい。

(事務局)

- ・自由記述欄の回答は、全体の傾向を代表するものではなく、環境への関心が高い一部の積極的な回答者の意見が反映されたものと考えられる。一方で、琵琶湖に比べて山や森林への関心が相対的に低い傾向は、滋賀県全体でも共通しており、そうした背景から県では「マザーレイク」だけでなく「ファザーフォレスト」という考え方を打ち出している。今後も自由記述を含めた多様な意見を踏まえ、丁寧に分析を進めていく。

(委員意見)

- ・自由記述欄には、環境活動に積極的に取り組む市民の意見が多く反映されていると考えられる。現在、環境活動の主流は、かつての琵琶湖や河川の浄化から、里山保全や中山間地域の農地管理といった森林を中心とした活動へと移行している。こうした市民の動きを踏まえ、東近江市が山や森林を軸としたネイチャーポジティブな方向性を掲げることは、時代の流れにも合致しており、非常に意義ある取り組みである。

(委員意見)

- ・市民アンケートの回収率が50%を下回り、特に若い世代の回答が少ないことに懸念がある。これは、市民の関心の低さを示している可能性があり、地域でのボランティア活動の人手不足とも関連している。素晴らしい計画が策定されているだけに、市民、特に若い世代の関心を高めるための発信や工夫が必要である。

(事務局)

- ・今回のアンケートの回収率は30%台であり、市の他の調査と比較しても設問数が多く回答に時間がかかる構成が要因と考えられる。第2次計画時には50%以上の回収率があったことから、今後は回答しやすい設問設計に改善する。また、委員の意見も踏まえ、自然体験の重要性に着目し、子どもの頃からの環境教育によって関心を育む「種まき」の取組を大切にする方針である。

#### ◆その他委員意見

- ・資料5ページの記述にある「自然環境の向上」という表現が抽象的でわかりにくいいため、「地域資源の持続的な活用」や「地域全体での持続可能な自然資源の循環的利用」など、

より具体的で将来像が明確に伝わる表現へ修正することが望ましい。

- ・中学校時代に体験した鈴鹿山脈への登山授業は、当時は大変だったが、自然への感動や良い思い出として強く心に残っている。現在は安全面の配慮も必要だが、反抗期を迎える中学生にとっても、こうした自然体験は貴重であり、学校教育において登山などの自然とのふれあい体験を積極的に取り入れるべきである。
- ・東近江市内にも「森のようちえん」のような自然体験活動を行っている団体が存在するが、資料内にその取組が十分に反映されているか不明である。県内では継続的な活動を行う例もある一方、東近江市では主に多くの子どもの自然体験の機会を提供する方針が進められており、今後こうした体験が成長過程を経て次世代に継承される意義は大きいことから、自然体験の教育的価値や継続的な取組の重要性について、計画にもより明確に位置づける必要がある。

### (3) 基本方針及び基本施策について

### ・・・資料4

事務局より、資料4の「基本方針及び基本施策）」について説明

#### ◆委員意見

- ・基本方針のうち「地域資源をいかし、豊かさを共に育む」と「地域資源の再評価と、保全・再生で未来を守る」の2つの表現は内容が類似しており、生物多様性や森里川湖といったキーワードも重複しているため、それぞれの違いや意図が分かりにくい。おそらく、1つ目は「ネイチャー・ベースド・ソリューションズ」、2つ目は「ネイチャーポジティブ」に近い考え方だが、それが伝わるように表現の工夫が必要である。
- ・今回の基本方針案には内容の重複や曖昧さが見られ、全体構成がやや分かりにくいと感じられる。また、「生物多様性を保全・再生するまちづくり」の項目では、東近江市がこれまで進めてきた「エコツーリズム推進全体構想」や「100年の森づくりビジョン」などの具体的な実績が十分にいかされていない印象がある。

全国に先駆けて「ネイチャーポジティブ宣言」を掲げた市として、その実現に向けた具体的な道筋を明確に示すべきである。

- ・森林整備の推進において、土地所有者との連絡が取れないことが大きな課題となっている。登記が明治・大正期で止まっている所有者不明土地や、組合を脱退したいという声がある山主も存在し、整備が進まないケースが増加している。今後は、相続人ではなく実質的な管理者との契約を含め、行政が所有者や管理者と連絡を取れる体制の構築を計画に盛り込むべきである。

(事務局)

- ・森林整備において土地所有者との調整は不可欠であり、現在、市では森林境界の明確化などの取組を進行中である。一方で、今回の環境基本計画は包括的な枠組みを示すものであるため、詳細な施策は林業振興施策として別途検討が必要。いただいた意見は、今後の計画検討において参考にしていく。

#### ◆委員意見

- ・幼児や小学生への自然体験は一定程度実施されているが、中高生・大学生世代への継続的な関わりが難しいという課題がある。また、日常生活に追われる大人にとっても環境への意識を持ち続けることは難しく、幅広い世代に対して自然との関わりを継続的に促す仕組みや働きかけが不足している。特に、小さな子どもたちが自然を楽しむ心を育て、それを将来へつなげていく視点が重要である。
- ・再生可能エネルギーの推進に関する記述では、住宅用の太陽光発電については明確に記載がある一方、農地や休耕田、森林を伐採して設置される「土地系」の太陽光発電施設への言及が不足している。市としての方針の明示が難しい場合でも、「生物多様性の保全との両立を図る再生可能エネルギーの推進」といった表現を盛り込むことが望ましい。
- ・環境学習や里山保全の活動を通じて、自然体験が若者の将来の進路に影響を与える可能性があることを実感している一方、一般市民にとって環境問題はまだ身近な関心事になっていない現状がある。そのため、子どもたちの自然体験を通じて保護者への関心を広げることが重要であり、そうした波及効果を意識した取組が求められる。また、施策で掲げられる「森林への立ち入り」については、実際には安全に入れる森林が限られており、林業の担い手不足や管理の不十分さが障壁となっている。安全な森林空間の整備と林業人材の育成を施策に盛り込む必要がある。
- ・基本施策には環境配慮の内容が多く盛り込まれているが、市民の日常生活とのつながりが弱く、実感しにくい項目が多い印象を受ける。  
特に市民アンケートでも関心の高かった「ごみ問題」について、清掃センターに対する不満が多いにもかかわらず、計画に改善の方向性が示されていないことに違和感がある。不法投棄の背景には、単なる費用負担ではなく、「捨てにくさ」や「手間のかかる仕組み」によるストレスがあると考えられ、現状のごみ処理体制が市内の広域移動を必要とすること自体がCO<sub>2</sub>排出の一因ともなっている。市として清掃センターにどう関与し、改善に取り組んでいくのか、施策の中で方向性を明示する必要がある。
- ・水環境に関する活動現場では、子どもや若い世代の参加が少ないことが共通課題となっている。「次世代を担う市民を育てるまちづくり」の実現には、教育現場との連携が不可欠であり、学校単体ではなく教育委員会や行政部局が連携して取り組む体制の構築が必要である。また、東近江市では「森里川湖を保全する取組」が進められているものの、流域全体で関係機関が多岐にわたる愛知川のような地域では、市だけで対応できない課題（例：濁水問題）も多い。こうした問題に対しては、国・県・土地改良区などの関係機関への働きかけが不可欠であり、その方向性を計画の中に明記すべきである。

#### (4) 重点プロジェクトについて

・・・資料5・6

事務局より、資料5の「重点プロジェクト比較」、資料6の「重点プロジェクトの必要性」について説明

#### ◆委員意見

- ・重点プロジェクトの全体的な構成について、各プロジェクトの内容が大き過ぎる印象を受けるため、より具体的なレベルでの検討を進める必要がある。
- ・現在示されている重点プロジェクト案は、内容が抽象的でプロジェクトというよりも「課題の列挙」に近く、具体性に欠ける印象を受ける。担い手や関係機関、実施規模などが不明瞭であり、プロジェクトとしての性格やスケールが不明確なままでは、実行段階で困難が生じる可能性がある。重点プロジェクトとしての実効性を高めるためには、誰が、どこで、どの程度の規模で取り組むかといった具体的な構想の整理が必要である。

### 3 報告事項

- (2) 排水基準の一部改正の答申について ……資料8
- (3) 東近江市環境オープンキャンパスについて ……資料9（冊子）

事務局より、資料8の「環境審議会答申書」、資料9の「東近江市環境オープンキャンパス実施報告書」について説明

### 4 閉会

植田副会長あいさつ

皆さま、年度末のお忙しい時期にもかかわらず、長時間にわたりご出席いただき、また、多くの貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第3回東近江市環境審議会を閉会します。